

文京区告示第百五十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定により、東京都市計画第一種市街地再開発事業の決定を告示したので、同法第五十七条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年七月二十八日

文京区長

成澤 廣



一市街地再開発事業の種類及び名称

種類

東京都市計画第一種市街地

再開発事業

名称

後楽二丁目南地区第一種市

二届出の相手方の
氏名及び住所

三届出をすべき土
地の所在

街地再開発事業

文京区長 成澤廣修

東京都文京区春日一丁目十六

番二十一号

文京区役所都市計画部都市計

画課（文京シビックセンタ―

十八階）

後楽二丁目南地区第一種市街

地再開発事業の施行区域内の

土地